

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第10条の9第2項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格者に対する指示
原権者(委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の8(所持の禁止)、第4条第1項第5号の2(所持許可)、第10条の9第2項
処 分 基 準 : 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ その違反行為が比較的軽微である</li><li>・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない</li><li>・ 違反行為の再発防止が期待できる</li></ul> 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :